

日本カラーアートセラピー協会

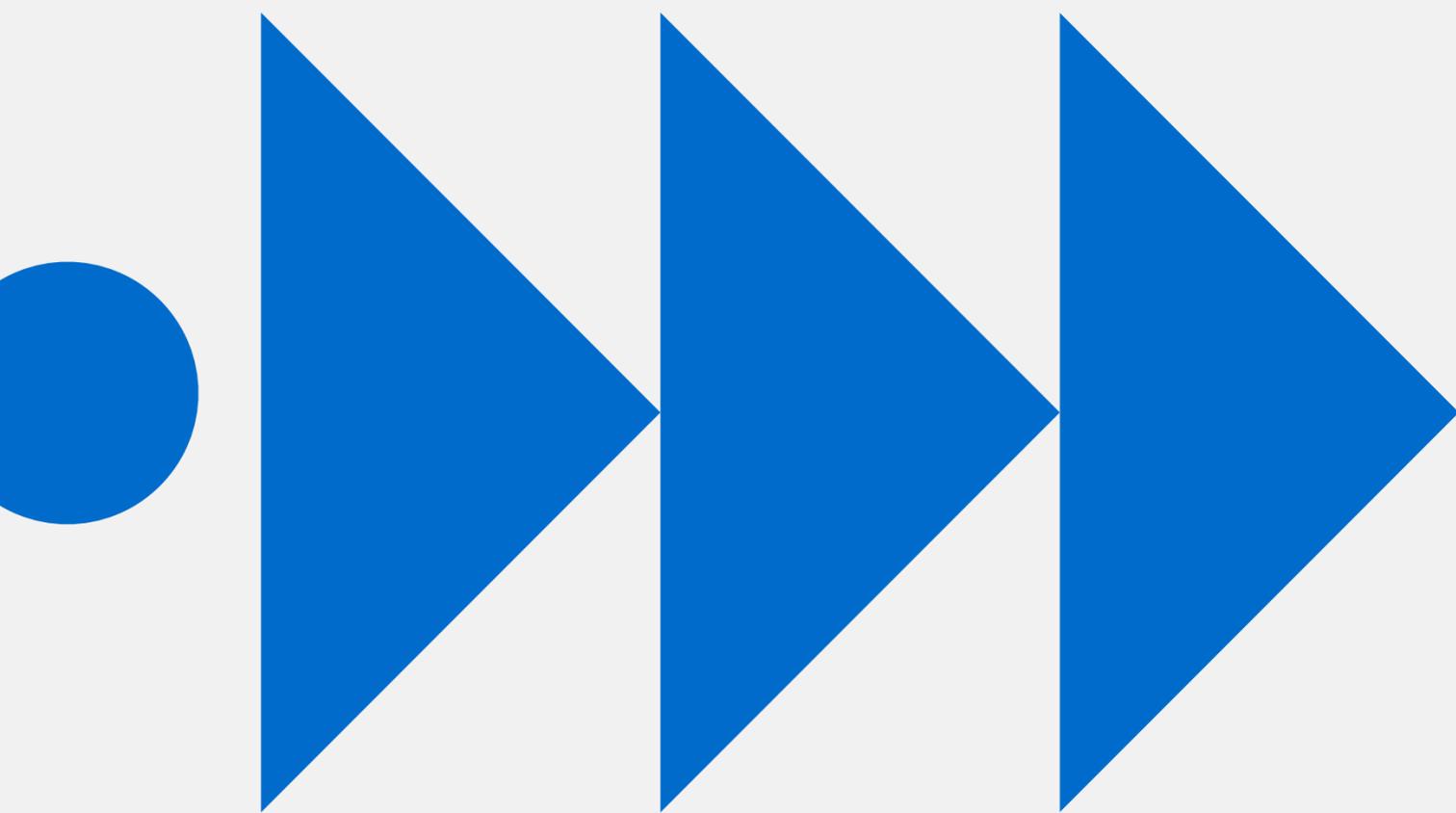
色彩芸術心理療法士養成講座FC制度

資格取得者による講座開講を
サポートするための新しい制度です



CAPT

フランチャイズ

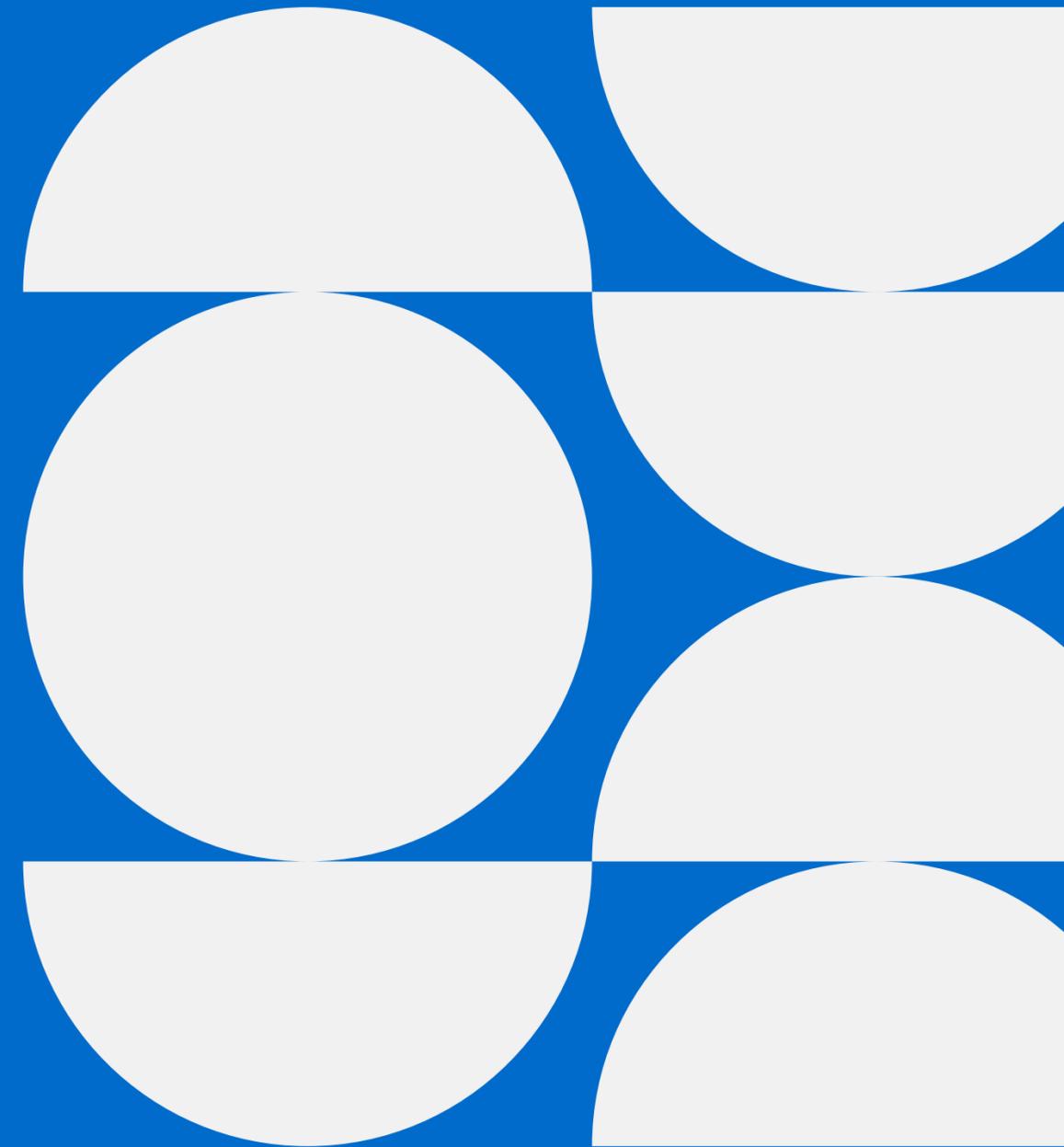


- 01 はじめに
- 02 プロセスのご紹介
- 03 制度の特徴
- 04 契約書について
- 05 その他

目次

色彩芸術心理療法士養成講座 FCサービス制度とは？

日本カラーアートセラピー協会の主軸である「色彩芸術心理療法士養成講座」を、色彩芸術心理療法学の観点から、色や絵を通じた心のケアをサポートする専門家を育成する事業理念に従い、正会員の該当講座修了者及び講師資格者が開講することで、各受講者に講座を提供する制度です。



色彩芸術心理療法士養成講座 FCサービス制度 プロセスのご紹介

開講開始後1年間は、カリキュラムの内1回「カウンセリング心理学」の講座をオンラインにて花形が担当します。それ以降は、任意となりご希望の場合は別途契約にて継続も可能です。

資格
取得

講師
研修

契約
準備

開講

サポート

色彩芸術心理療法士養成講座を終了、資格取得後、一期分以上のインターン参加にて講師としての目線で再受講しスキルを身につけます。
※講師研修と同時期に進めることが可能です。

「講師のための教え方講習」を受講し講師スキルチェックテストを受けていただきます。講師経験やスキルによりレベルを診断、ロイヤリティ基準が決定します。

「講座開講に関する契約書」を協会と締結していただき、開講準備に入ります。協会HPにて提携校・講師として宣伝、紹介。各自でその他集客・宣伝・無料説明会等を実施し開講準備に入ります。

申込者に協会振込先、もしくはクレジットカード決済を指定し手続き後開講、クレジットカード決済の場合は手数料を除いた総額からロイヤリティを差し引いた受取額を協会から支払い講座スタート。

実施会場は講師の事務所または近隣の貸し会議室等を確保していただきますが、新宿区開催の場合は協会が登録している公的機関も借りることができます、また箱庭療法等、教材等に負担がかかるものは別途契約にて「本部開催講座」に振替も可能。

色彩芸術心理療法士養成講座はFC制度の特徴

ロイヤリティ

初回は講師レベルにてロイヤリティ基準を算出します。50%→40%→30%
経験値やスキルによって各講師受取額の水準が移行します。また、1年毎の更新時に前年の開講生徒数の人数によっても推移するシステムとします。

カウンセリング

受講生に対する各種カラーアートセラピーを用いたカウンセリングを実施する場合は、特に協会の規定はありません。
または、認定試験に向けた補講等を実施する場合も同様です。その場合は事前報告にて実施可能です。

認定試験

認定試験はその年の、協会本部にて実施している、6月・12月の試験日にて全国共通、各受講生に告知して受験していただきます。現在オンライン受験も可能です。

インターン受講

資格取得及び協会正会員登録者は、本部での講座の再受講(オンライン)はいつでも、何回でも無料です。開講前の1期分は必須条件となりますが、それ以降も自信のない箇所やスキルアップ・自己研鑽のためにもご利用ください

理事長授業

開講開始1年は、理事長担当の「カウンセリング心理学」のカリキュラム1回が含まれます。1年以降は別途契約・任意となります。受講生の意識の向上・資格取得へのモチベーション等にお役立てください。

テキスト等

開講決定後、受講生数のテキスト・資料・スケッチブック等を各講師に発送します。オンライン開講の場合は各受講生に発送も可能です。テキスト等経費・送料等・広告費・事務手数料として、ロイヤリティに加算して受講生1名あたり¥20,000円を差し引きます。

講座開講に関する 契約書

FC制度を利用して講座を開講するにあたり
協会と会員の皆様(法人・個人)で契約書を締結
します。

講師研修・スキルチェックテストや1期分のイ
ンターン受講後となります。

なお、講師のための教え方講座を2年以上前に
受講された会員は、無料にてスキルチェックテ
ストが受けられます。

現在のスキルに不安な方はご利用ください。

講座開講に関する契約書

【氏名/法人名】(以下「甲」という) 特定非営利活動法人日本カラーア
ートセラピー協会(以下「乙」という)とは、乙の認定資格取得講座(以下「本サービス」という)の
開講に関し、以下のとおり合意した(以下「本契約」という)。

第1条(目的)

甲及び乙は、色彩心理学、芸術療法学、カウンセリング心理学の観点から色や絵を通して心をサポ
ートする専門家を育成するという乙の事業理念に従い、本サービスを開講し、受講者(以下「本受講
者」という)に提供することを目的として、本契約を締結する。

第2条(本サービス)

本サービスとは、乙が開講する認定資格取得講座であって甲が講師資格を有するもので、乙が別途指
定する講座をいう。

第3条(権利の帰属)

甲及び乙は、本サービスは乙が企画・制作し、これらに含まれるすべての知的財産権及び知的財産権
を受け権利並びに本サービスにかかる全てのノウハウ(以下総称して「本商標等」という)は、乙に帰
属することを確認する。

第4条(利用許諾)

乙は、甲に対して、本契約の期間中、本契約に定める条件の範囲内で、日本国内において、本商標等
を非独占的に使用し本サービスを本受講者に提供することを許諾する。

第5条(利用形態)

- 1 甲は、本商標等を本契約に基づく本サービスの提供のためのみに使用し、甲又は第三者のサービ
ス・商品のため等その他の目的で使用しない。
- 2 甲は本商標等に対して独自に修正を加えない。
- 3 甲は、本サービスの提供にあたり、本サービスに関する権利が甲又は第三者に帰属するかのよう
に誤認せしめるようなサービス名、ロゴマーク、商号、標章等を本サービスに関する資料に付してはな
らない。
- 4 甲は、本商標等と類似する標章について、標章登録出願、登録又は登記をしてはならない。
- 5 甲は、第三者による本商標等の侵害を発見した場合には、すみやかに乙に対してその内容を報告す
る。

その他

本部校HPやSNS等で「提携校」として、各講師の広告宣伝を実施。各講師個人または法人のHPやSNSのリンクを貼り、集客サポートをします。
また、その広告宣伝にリスティング広告を協会で開催します。(経費に含まれる)

本部校で開講する講座において、担当講師の活動地域の受講生がいる場合は、スクーリング等の振替もご案内します。担当講師の講師レベルのロイヤリティに基づく受取額から算出した1講座/名の講師料を別途協会から委託料として支払います。

「提携校」の担当講師は、講座開講時に月に1回「担当講師会議」に参加することで、授業に関する質問や受講生の質問に対してケース検討しながら、潤滑な授業進行やスキルアップに繋がります。